小松飛行場周辺の第一種区域等の見直し

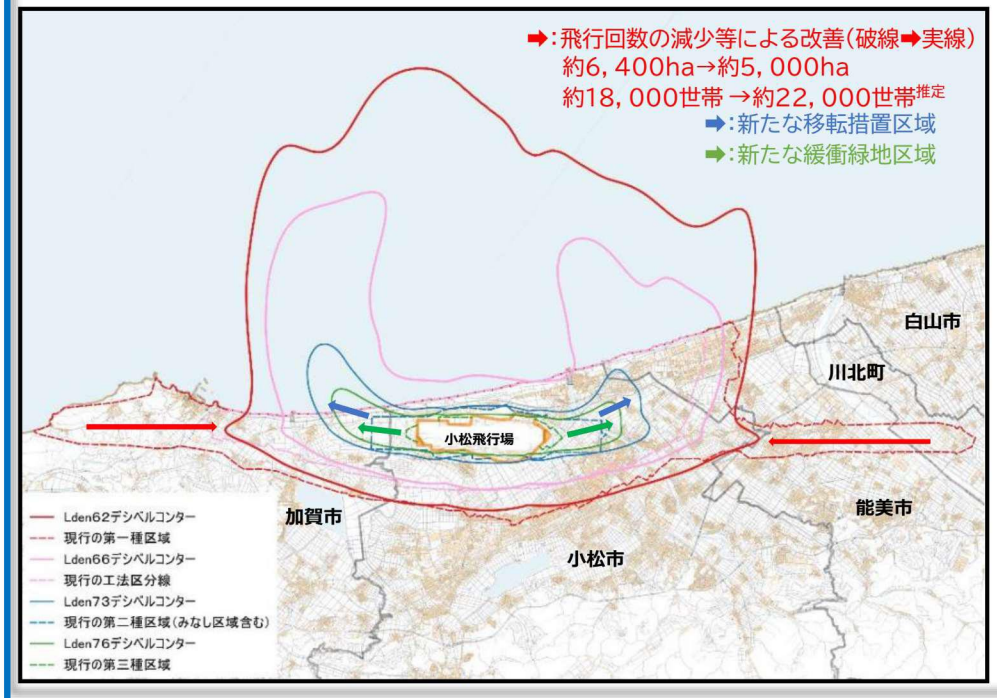
令和８年１０月
防　　衛　　省

1. 経緯

○ 小松飛行場周辺においては、昭和59年の第一種区域等の指定の後、航空自衛隊F-35Aの配備を開始（令和7年）、配備機種の更新等により騒音状況が変化しました。

○ 令和5年、関係自治体へ説明の上、第一種区域等を騒音の実態に即して見直すために必要な騒音度調査を開始し、F-35Aの配備（約40機）による騒音状況を反映した騒音コンターを作成しました。（騒音度調査は令和8年3月まで実施）

2. 調査結果（騒音コンター）等



3. 今後の動き

関係自治体への説明を実施後、告示等を行い、令和10年度秋頃、新たな第一種区域等を指定（適用）予定しております。

R8’（2026’）	R9’（2027’）	R10’（2028’）
関係自治体説明～告示等手続き → 告示等	解除告示後、1年半の経過措置期間	新区域指定

◆調査結果の概要①

■第一種区域（住宅防音工事対象区域）（Lden62デシベル以上：WECPNL75以上）

○ Lden62デシベルコンター（赤線）の面積は、昭和59年12月に最終指定告示した現行の第一種区域（赤破線）と比べ縮小しており、飛行場周辺では騒音の影響の範囲に変化が見られます。

○ Lden62デシベルコンター（赤線）は、現行の第一種区域と比べて約6，400haから約5，000haに約80%に縮小しています。

○ Lden62デシベルコンター（赤線）の直進方向が縮小になった主な要因としては、現行の第一種区域指定時（昭和59年）の戦闘機の標準飛行回数は206回であり、そのうち直進での着陸の回数は21回でした。今般の調査での戦闘機の標準飛行回数は169回であり、そのうち直進での着陸の回数は9回でした。標準飛行回数が21回から9回（約57%減）と少ない結果となったことから縮小したものと考えられます。

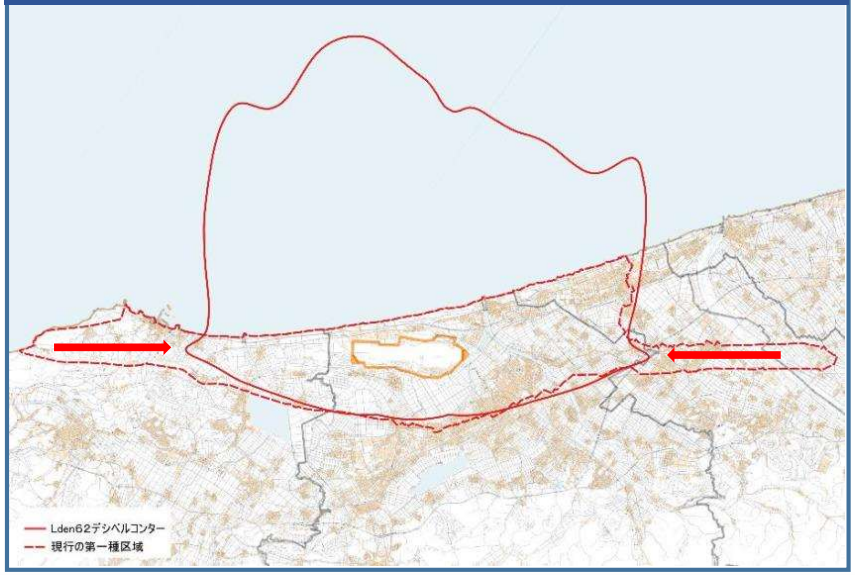
※標準飛行回数は、騒音発生時間帯毎の重み付けを行った1日の飛行回数。

【対象区域面積及び世帯数】

・現行の第一種区域：
約　6,400ha
約18,000世帯
（令和7年度待機世帯解消済み）

・Lden62デシベルコンター：約　5,000ha
約22,000世帯※推定
※面積は陸地のみ

Lden62デシベルコンターと現行の第一種区域



◆調査結果の概要②

■第二種区域(移転措置事業対象区域)(Lden73デシベル以上:WECPNL90以上)
第三種区域(緑地帯の整備等)(Lden76デシベル以上:WECPNL95以上)

○ Lden73デシベルコンター(青線)の面積については、昭和59年12月に最終指定告示した現行の第二種区域(みなし区域含む、青破線) と比べて約500haから約1,200haへ拡大しています。

○ Lden76デシベルコンター(緑線)の面積については、昭和59年12月に最終指定告示した現行の第三種区域(緑破線)と比べて約70haから約600haへ拡大しています。

○ Lden73デシベルコンター(青線)及びLden76デシベルコンター(緑線)が拡大した主な要因としては、F-4からF-35Aへの機種変更があり、機体のエンジン出力等が高くなったことが考えられます。

【対象区域面積】

・現行の第二種区域(みなし区域含む) :約500ha

・Lden73デシベルコンター:約1,200ha

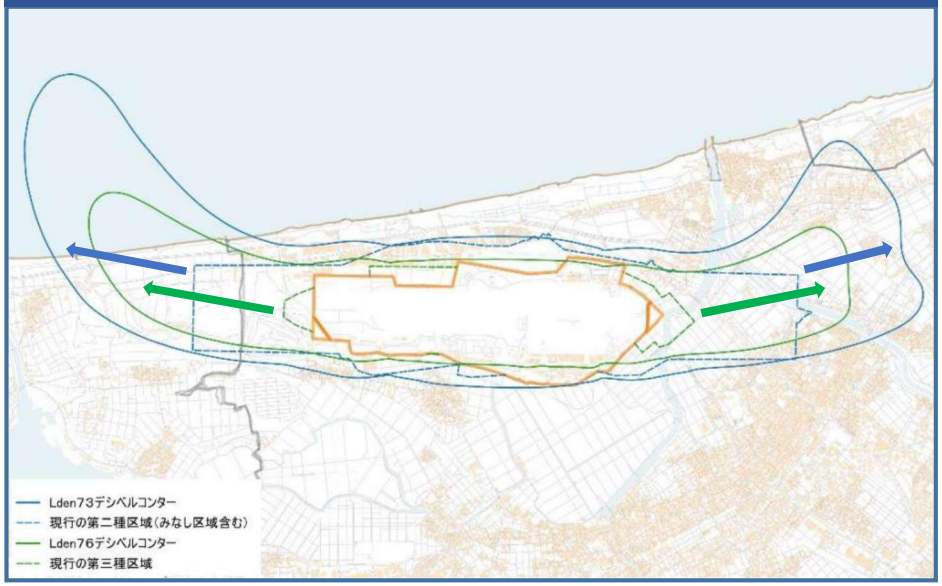
※面積は陸地のみ

・現行の第三種区域 :約70ha

・Lden76デシベルコンター:約600ha

※面積は陸地のみ

Lden73・76デシベルコンターと現行の第二・三種区域



◆第一種区域等の見直しにおける取組①

■指定再告示方式

○ 住宅防音工事は、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域の指定（告示）の際、現に所在する住宅を対象に実施しています。（移転措置事業も同様）

○ 今般の第一種区域等の見直しに当たっては、**現行の第一種区域等をすべて解除（廃止）し、新たな第一種区域等を指定する「指定再告示方式」を採用**します。

○ 指定再告示方式により、**新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建設された住宅のすべてが住宅防音工事の対象**となります。（移転措置事業も同様）

○ なお、今般の区域見直しに併せて、旧法（旧防衛施設周辺の整備等に関する法律）により指定された、いわゆる「みなし区域」についても解除（廃止）します。（移転措置事業のみ）

■経過措置

○ 現行の第一種区域の解除（廃止）に当たっては、**経過措置として、一定の期間（約1年6か月）の周知期間を設けて、現在、補助対象となっている住宅に対する防音工事の希望届を受け付け**ます。

○ この期間中に希望届を受け付けた住宅については、現行の第一種区域が解除（廃止）された後も**現行の工事内容で防音工事を実施**します。

■外郭防音工事

○ 現在、小松飛行場周辺においては、騒音の著しい85W以上の区域において、外郭防音工事（居住人数に関わらず、住宅の家屋全体を対象に防音工事を行う工事）を実施しているところです。

○ 今般の第一種区域の見直し後においては、**新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建設された住宅のすべてに対して、工法による工事内容は異なりますが、外郭防音工事（新工法）で実施**します。

◆第一種区域等の見直しにおける取組②

■放送受信事業の助成対象区域見直し

○ 放送受信事業は、小松飛行場周辺の助成対象区域において、NHK放送の受信契約者に対し、放送受信料の半額相当を補助する事業です。

○ 今般の第一種区域等の見直しに合わせて、**現行の助成対象区域をすべて解除（廃止）し、新たな第一種区域と同じ区域に見直す**こととしています。

○ 放送受信事業については、新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日において、住居に設置した受信機に係る放送受信契約を締結している者が対象（※）となります。

※ 新たな区域の適用日以降に新たな区域に転入された放送受信契約者、また、新たな区域に所在し、過去に住宅防音工事を実施した住居に設置した受信機に係る放送受信契約者については、対象外となります。

○ 現行の助成対象区域の解除（廃止）に当たっては、**経過措置として、住宅防音工事と同様に一定の周知期間（約1年6か月）を設けて、その間は、現行の助成対象区域による補助を継続**します。